

地区の区分	名称 専用住宅地区	運用基準	高橋地区計画
	面積 約12.7ha		
建築物等整備に関する事項	建築制限 【条例第4条】	<p>建築できるもの (1)住宅 (2)兼用住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものに限る) (3)診療所 (4)交番、公衆便所又は政令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(1)住宅とは、専用住宅かつ独立した建築物と解せる(戸建て住宅) (2)事務所、店舗の面積は50m²以下、かつ、住居面積\geq(延べ面積/2)>以内(政令130条の3) なお、兼用住宅は住宅と非住宅部分が建物内部でつながっていることを前提とする</p>	
	敷地面積 【条例第7条】	<p>230m²以上 ただし、交番、公衆便所及び政令第130条の4で定める公益上必要な建築物は除く 【条例第14条】：除外規定 公衆便所、公衆電話所、巡回派出所等その他これらに類する建築物で公益上必要なもの</p>	土地区画整理事業による最低換地面積
	壁面後退 【条例第8条】	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上とする (1)道路境界線(隅切部分を除く) 2.0m (2)道路境界線(隅切部分に限る) 1.5m (3)その他の敷地境界線 1.2m ただし、次の各号に掲げるものを除く (1)出窓等の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下のもの (2)玄関等のポーチ部分で、ポーチの柱面から道路境界線までの距離が1.2m以上あるもの (3)建築物に附属する門、門袖その他これらに類するもの (4)高さ3m以下の独立する車庫で、かつ、床面積の合計が36m²以内のもの (5)軒の高さが2.3m以下の物置等で、かつ、当該部分の床面積の合計が5m以内のもの</p> <p>(1)出窓等・地袋付等の床面積に算入される出窓のことを指し、建築物に付属する物置も出窓等に含まれる 出窓等が垂直方向に重複する場合は、1ヶ所のみカウント ただし、S61住宅局建築指導課長通達で、床面積に算入されない出窓及び雨戸、戸袋、窓格子等については壁面後退の対象外とする (3)「その他これらに類するもの」には玄関前の目隠し等を含む 敷地の間口辺長に対する門、門袖の延長の割合が概ね15%以内とし、法47条の規定(壁面線による建築制限)により、高さ2m以下であること (4)高さ3mはワゴン車程度を想定し、面積36m²は乗用車2台分を想定 (5)独立する物置(一般に市販されているものを含む)で、当該部分の合計が5m²以内とは、外壁の後退線から突出した部分のみをカウント ただし、空調屋外機、受水槽、キューピック等の設備機器については、周囲に植栽を施すことを条件に、高さ2.3m以下のものについては適用外とし、2.3mを超えるものについては、物置と同様の制限とする</p>	
	高さ制限 【条例第9・10条】	<p>10m以下 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする 【条例第13条】：除外規定 市長が公益上必要な建築物で、用途上もしくは構造上やむを得ないと認め、又は地区計画の区域内の良好な都市環境を害するおそれがないと認めて許可したもの及びその敷地については、上記の条例第4条から第10条での規定は、適用しない なお、許可に際しては、多賀城市都市計画審議会の意見を聽かなければならぬ</p>	用途上の第一種低層住居専用地域の北側斜線制限より厳しい条件を設定 (水平距離に1.25→0.6を乗じる) (仙台市 第1種高度地区の制限の数値を採用)
	形態・意匠	<p>1 建築物等の形態又は意匠は、次の各号に掲げるものとする (1)建築物の屋根及び外壁は、原色を避け、落ち着いた色調とする (2)建築物の屋根は、傾斜屋根とする 2 屋外広告物等は、美観、風致を害しない自己用のものとし、その設置位置は道路境界線から1m以上後退させるとともに、表示面積の合計は、概ね0.5m²以下とする</p>	<p>1 (1)派手な色彩は避け、周辺の環境や隣接建築物等に調和した色彩とする なお、外壁の基調色は、多賀城市景観計画に示す色相と彩度とする ただし、複数の色彩やアクセント色を用いる場合は、相互に調和して、周囲と違和感のない色彩とする (2)傾斜屋根...概ね10%以上とする ただし、傾斜屋根の水平投影面積が屋根全体に占める割合を概ね50%以上とする 2 自己用は可、自己用でない広告のみのものは不可</p>
	垣・柵の構造	<p>1 道路に面して設けるかき又はさくは、地盤面からの高さが1.5m以下の中堅とし、かつ、道路境界線から0.6m以上後退し、その構造は、次の各号に掲げるものとする (1)生垣の前面(道路側に限る)に植栽を施す (2)金属柵類を併用する場合は、透視可能なものとし、生垣から後退した位置に設ける (3)土留擁壁又は基礎を設ける場合は、その高さは道路面から0.6m以下とする (4)土留擁壁又は基礎は、道路境界線から0.6m以上後退し、その前面に植栽を施す ただし、その材料がコンクリート等のときは、コンクリート面に化粧又は地被類を施すか化粧ブロックとした場合は、この限りでない (5)道路に接してあらかじめ植栽帯が設置されている場合は、その植栽帯から後退した位置に生垣を設ける 2 門又は門袖を設ける場合は、道路境界線から0.6m以上離すとともに、その構造をコンクリート造又はコンクリートブロック造とするときは、化粧を施すか化粧ブロックとする</p>	<p>1 1.5mの基準値は“概ね”とし、厳密な取扱いに留意する また、生垣の成長で基準高さを超えた場合まで追跡する必要はない (1)2段植栽を誘導 (2)金属柵のみは不可 かき又はさくのみは可 両方併設は可 金属柵は宅地側に設置する 透視可能とみなす透過率(開口率)は、正面から見た透過率を概ね50%以上とする (4)土留め擁壁が、コンクリート等のときで地被類を施すか化粧ブロックとした場合は、道路境界線から0.6m以上後退しなくてもよい 化粧又は化粧ブロックに出来ないときは、シダやつたなどの地被類でも可 (5)土地区画整理事業により植栽等が予め施された場合を想定したもの 2 「壁面の位置の制限」で除外された門、門袖の後退距離を0.6mと規定</p>
	用途地域 容積率／建ぺい率	第一種低層住居専用地域	60 / 40